

平成22年度の労務に関する法改正について②

平成22年度の労働関係諸法令に関する主な変更点を紹介します。

助成額	主な受給要件
①建設業新分野教育訓練助成金	①建設業以外の事業に従事するため教育訓練を行った建設業者 ②建設業新分野に従事するため建設業者 ③建設業離職者雇用開発助成金
②訓練を受けさせた労働者1人につき日額7000円 (上限額: 60日分を限度) ①と②の合計額	①訓練にかかった経費の2/3(1日当たり20万円、60日分を限度) ②訓練を受けさせた労働者1人につき日額7000円 (上限額: 60日分を限度) ③H23.3末までに体験雇用を開始した者 ④1週間30時間以上働く雇用保険の被保険者として雇い入れられた者 ⑤体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降であること

(1) 建設労働者緊急雇用確保助成金

建設投資が低迷する中、公共事業も減少していくことが見込まれ、建設業者の倒産、それに伴う多くの離職者の発生など雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、雇用維持と再就職促進のためにこの助成金が創設されました。

この助成金は次の2種類から構成されています。

- ・建設業新分野教育訓練助成金
- ・建設業離職者雇用開発助成金

①建設業新分野教育訓練助成金

建設労働者を新たな事業に従事させるため教育訓練を実施した場合、必要な教育訓練にかかる経費と賃金の一部を助成します。

(2) 新卒者体験雇用助成金

就職先が未決定の新規学卒者を対象に、就職先の選択肢を広げるため、31日間体験的に雇用する場合、賃金の一部を助成します。

助成額	主な受給要件
* 中小企業: 90万円／1人につき (半年ごとに45万円×2回) * 大企業: 50万円／1人につき (半年ごとに25万円×2回)	i. 建設業を行っていた個人事業主 ii. 建設業を行っていた事業主と密接な関係にある事業主ではないこと 労働者

建設業以外の事業主がハローワークの紹介で45～60歳の建設業離職者を雇用保険の被保険者として雇い入れる場合、賃金の一部を助成します。

- ・建設業以外の事業主がハローワークの紹介で45～60歳の建設業離職者を雇用保険の被保険者として雇い入れる

②建設業離職者雇用開発助成金

建設業以外の事業主がハローワークの紹介で45～60歳の建設業離職者を雇用保険の被保険者として雇い入れる場合、賃金の一部を助成します。

●中小企業緊急雇用安定助成金の不正受給対策

平成21年4月～平成22年1月までの間に、架空の休業や教育訓練を実施したと虚偽の申請を行ったことなどにより52事業所(約1億9,350万円)が不正として処分されています。(1社平均で372万円)の数字は、予算執行額(数千億円)からするとほんの一握りで、潜在的にはかなりの不正受給(偽装休業)があるものと思われます。

対策の一部を紹介しますと…

平成21年4月～平成22年1月までの間に、架空の休業や教育訓練を実施したと虚偽の申請を行ったことなどにより52事業所(約1億9,350万円)が不正として処分されています。(1社平均で372万円)の数字は、予算執行額(数千億円)からするとほんの一握りで、潜在的にはかなりの不正受給(偽装休業)があるものと思われます。

対策の一部を紹介しますと…

平成21年4月～平成22年1月までの間に、架空の休業や教育訓練を実施したと虚偽の申請を行ったことなどにより52事業所(約1億9,350万円)が不正として処分されています。(1社平均で372万円)の数字は、予算執行額(数千億円)からするとほんの一握りで、潜在的にはかなりの不正受給(偽装休業)があるものと思われます。

実地調査については、4月以来、積極的に行うとともに、休業等を実施した労働者の一部に対し、電話によるヒアリングを行うこととしていますので、助成金申請数が減少してきたところで、本格的に実地調査を進めていくものと思われます。